

# 佐貫クラブ規約

## 第1章 総則

(名称・事務所)

第1条 本クラブは、「佐貫クラブ」(以下「クラブ」という)と称し、事務所(事務局)を千葉県富津市鶴岡988番、富津市立佐貫小学校内佐貫クラブハウスに置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 クラブは、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動・文化活動に参加できる環境を目指し、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的なスポーツ活動およびスポーツ教室の実施
- (2) 文化活動の実施
- (3) 会員親睦のための行事の実施
- (4) 地域住民のスポーツ・文化活動に関する支援
- (5) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(入会資格)

第4条 会員の入会については、クラブの目的に賛同し、本クラブの定める諸規定を遵守するもの及び運営委員会において承認されたものをもって構成する。

(種別)

第5条 本クラブの会員は、次のものをもって構成する。

- (1) 一般会員(個人会員及び家族会員)
- (2) 賛助会員

(入会、退会手続)

第6条 入会を希望するものは、所定の入会申込書によって申し込むものとする。

2 退会については、年度当初に継続の手続きを取らない場合、退会とみなす。

(会費)

第7条 会費とは次のものをいう。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 参加費

2 会員は、附則別表に定める会費を納入するものとする。

(会費の不返還)

第8条 既納の会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 本クラブには次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 運営委員 若干名
  - (4) 会計 2名
  - (5) 監事 2名
- (選任)

**第10条** 会長、副会長、運営委員及び会計は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、会員の中から会長が指名し、総会において承認を得る。ただし、監事は役員を兼ねることができない。

(職務)

**第11条** 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本クラブを代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を構成し、本クラブの業務を執行するとともに、事業を分担し、第16条に掲げる部会を統括する。
- (4) 会計は、本クラブの会計事務にあたる。
- (5) 監事は、本クラブの業務執行の状況及び財産の状況を監査し、必要に応じ監査報告を行う。

(任期等)

**第12条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補充によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の残任期間とする。

(事務局)

**第13条** 本クラブに、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の担当者を置く。
- 3 事務局長及びその他の担当者は会長が任命する。

## 第5章 総会

(総会)

**第14条** 総会は、通常年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 規約、細則その他の業務上必要な諸規定の制定、改廃
- (5) その他、必要と認める事項

3 総会は18歳以上の会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 総会の議長は、会長の指名するものがこれにあたる。

## 第6章 運営委員会

(運営委員会)

**第15条** 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、会計、事務局長をもって構成する。

2 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長より諮問された事項
- (2) その他、クラブ運営に関する事項

3 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催し、議長となる。

4 運営委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長が決するところによる。

## 第7章 部会

(部会)

**第16条** 本クラブに次の部会を設置し、各部部长がそれぞれの部会を招集し、議長となる。

- (1) 事業部会：スポーツ教室及び文化教室の実施、全体イベントの計画立案
  - (2) 広報部会：広報活動
- 2 各部会は、本クラブのそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。
  - 3 各部会は、部部长1名、副部长1名及び部員若干名をもって構成する。
  - 4 各部部长及び副部长は、運営委員がこれにあたる。部員は、部部长がこれを選任する。
  - 5 部部长は、部会を総括し、その協議内容を運営委員会に報告する。
  - 6 副部长は部部长を補佐し、部部长に事故ある時はその職務を代行する。

## 第8章 アドバイザー

(アドバイザー)

**第17条** 本クラブにアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは運営委員会において選任する。
- 3 アドバイザーは運営委員会において、意見を述べることができる。

## 第9章 会計

(資産)

**第18条** 本クラブの資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、年会費
- (2) 参加費、事業等の収入
- (3) 国、県、市等からの補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他の収入

(事業年度)

**第19条** 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第10章 事故の責任

(事故の責任)

**第20条** 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規程及び施設管理規程並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の事故が発生しても、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

**第21条** 会員は、本クラブ所定のスポーツ保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害及び損害賠償等については当該保険の対象範囲内でのみ対応するものとし、未加入者の活動中の事故については一切の責任を負わない。

## 第11章 細則

(細則)

**第22条** 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の議決を経て、総会にて承認を得る。

(規約の改正)

**第23条** この規約は、総会の議決により随時改正することができる。

## 附 則

1. この規約は、平成23年2月20日から施行する。
2. このクラブの設立当初の役員の任期は、第12条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
3. このクラブの設立当初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

### 別表第1（第7条）

#### （1）会費

区分	一般会員（個人）	一般会員（家族）	賛助会員
入会金	500円	500円	
年会費	1,000円	2,000円	
参加費	種目ごとに別に定める。		
（備考） ・非会員の参加費は、種目ごとに別に定める。			

#### （2）納入時期

- ・入会金は、クラブへの新規加入登録時に納入するものとする。
- ・年会費は、クラブへの新規加入登録時並びに年度更新登録時に納入するものとする。
- ・参加費は、クラブ活動参加ごとに納入するものとする。

### 別表第2（第21条）

#### （1）スポーツ安全保険

- ・会員は、入会時並びに更新登録時にクラブ所定のスポーツ保険（スポーツ安全保険）に加入し、会費の他に次の保険料を納入するものとする。

区分	一般会員（65歳未満）	一般会員（65歳以上）	一般会員（中学生以下）
スポーツ安全保険	1,600円	800円	600円
（備考） ・保険期間は、毎年度4月1日から3月31日までの1年間とし、年度途中での加入者は、保険加入手続日の翌日から当該年度の3月31日までとする。 ・途中加入及び中途脱退の場合でも、年間掛金を適用する。			